

(資金移動業の登録が取り消された法人の取締役等であった者に準ずる者)

一 法人が法第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により法第六十二条の三の登録を取り消され、法第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により法第六十三条の二十三の許可を取り消され、又は法第八十六条第一項若しくは第二項若しくは第二項の規定により法第六十四条第一項の免許を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参考、監査役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

一 法人が法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第五十六条第一項の規定による特定資金移動業（法第三十六条の二第四項）に規定する特定資金移動業をいう。

以下同じ）の廃止の命令を受け、又は法第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する法第六十二条の二第二項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消され、又は同法第五十二条の六十の二十三第一項若しくは第三項の規定により同法第五十二条の六十の三の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役（同法第四十七条第二項の規定により取締役とみなされる国内における代表者を含む）、執行役、会計参考、監査役又はこれらに準ずる者であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

二 法人が法第三十七条の二第二項の規定によ
り売み替えて適用する法第五十六条第一項の
法人の取締役、執行役、会計参考、監査役若
しくはこれらに準ずる者又は国内における代
表者であった者でその取消しの日から五年を
経過しない者

三、法人が銀行法第二十七条若しくは第二十八
条第四項による定期資金移動業（法第三十六条の
二第四項に規定する定期資金移動業をいう。）
以下同じ。）の廃止の命令を受け、又は法第六
六十二条の八第二項の規定により読み替えて
適用する法第六十二条の二十二第一項の規定
による電子決済手段等取引業の廃止の命令を
受けた場合において、その命令の日前三十日
以内にその法人の取締役、執行役、会計參
与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は国
内における代表者であつた者でその命令の日
から五年を経過しない者

五 い 者 つた者でその取消しの日から五年を経過しない者
六 法人が信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十の二十三第一項若しくは第三項の規定により信用金庫法第八十五条の三第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事又は監事であった者でその取消しの日から五年を経過しない者
六 法人が労働金庫法（昭和二十八年法律第二

百二十七号) 第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第十九条の三第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事又は監事であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の第一項で準用する銀行法第五十二条の第五十六条の第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の第五十六条の第一項の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事又は監事であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

九 法人が水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第六百六条第一項の許可を取り消され、又は同法第六百二十四条の二の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事又は監事であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

十 法人が農林中央金庫法（平成十三年法律第十九十三条）第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第八十六条の規定により解散を命ぜられた場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人

第二十一条の規定により解散を命ぜられ、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消され、又は同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の六の二十三第一項若しくは第三項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日（解散命令の場合にあつては、当該解散命令がなされた日。以下この号から第十号までにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事又は監事であつた者でその取消しの日から五年を経過しな

規定により同法第八条第一項又は第二項ただし書の認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与又は監査役であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者十二 法人が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第二百一号）第三十八条第一項（第三号から第五号までを除く。）の規定により同法第十二条の登録（同法第十一條第二項に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。第十六号において同じ。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員（同法第十五条第一号に規定する役員をいう。第二十八号において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しな

十三 法人が法、銀行法等又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている第一号若しくは第三号から前号までに規定する免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否され、特定資金移動業若しくは電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令（当該命令に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を受け、又は解散を命ぜられた場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては当該更新の拒否の处分がなされた日とし、業務の廃止の命令の場合にあっては当該業務の廃止の命令がなされた日とし、解散命令の場合にあっては当該解散命令がなされた日とする。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつた者で当該取消しの日から五年を経過しない者

の規定により解散を命ぜられた場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員又は監事であった者で、その取消しの日から五年を経過しない者十一 法人が株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第十三条第一項の

より同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は

同種類の認可、許可若しくは登録（当該認可、許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日）から五年を経過しない者

十八 法第六十三条の三十七第二項、第六十七条第三項又は第八十二条第二項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は理事若しくは監事であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

十九 銀行法第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役（同法第四十七条第二項の規定により取締役とみなされる国内における代表者を含む）、執行役、会計参与若しくは監査役又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は理事若しくは監事、又は信用金庫法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十一 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十二 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事若しくは監事又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十三 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は協同組合による金融事業に関する

二十九 法、銀行法等又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する政令により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

三十 水産業協同組合法第八百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農業協同組合法第九十五条第二項の規定により改選を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

三十一 水産業協同組合法第八百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は水産業協同組合法第八百二十四条第二項の規定により改選を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

三十二 農林中央金庫法第六十条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員若しくは監事であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

三十三 株式会社商工組合中央金庫法第六十条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与又は監査役であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

三十四 法第四十三条第二項ただし書に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる資金移動業の種別（法第三十八条第一項第七号に規定する資金移動業の種別をいう。以下この章において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる資金移動業の種別以外の資金移動業の種別 千万円をその資金移動業者が受けた日から五年を経過しない者

二 第三種資金移動業（法第三十六条の二、第三項に規定する第三種資金移動業を除く。）の数で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

二 第三種資金移動業（法第三十六条の二、第三項に規定する第三種資金移動業を除く。）の数で除して得た額（この号、第十七条第一項第一号及び第十七条の三第二項第二号において同じ。）が百分の百である場合に限り、零円

（履行保証金保全契約の内容となるべき事項）

第十五条 資金移動業者がその営む資金移動業の種別ごとに締結する履行保証金保全契約（法第四十四条に規定する履行保証金保全契約をいう。以下この条、次条第二項第一号及び第十九条第二項において同じ。）は、次に掲げる事項その他内閣府令で定める事項をその内容とするものでなければならない。

一 当該履行保証金保全契約の対象とする資金移動業の種別

二 当該履行保証金保全契約の相手方が法第四十六条の規定による命令を受けたときは、当該資金移動業者のために当該命令に係る額の履行保証金が遅滞なく供託されるものであること。

（履行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等）

第十六条 法第四十四条に規定する政令で定める要件は、銀行法第十四条の二その他これに類する他の法令の規定に規定する基準を勘案して内閣府令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当することとする。

二 法第四十四条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 保険業法第一百三十条に規定する基準を勘案して内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分に該当する保険会社その他の内閣府令で定める者

一 割賦販売法第三十五条の四第一項に規定する指定を受けた者で、当該履行保証金保全契約に係る事業につき同法第三十五条の九ただし書の承認を受けた者

(（外国におけるこれらに相当するものを含む。）
をいう。以下この項及び次項において同じ。)
の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関
(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以
下この項において「意思決定機関」という。)

2 いう。の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

第十九条の九 電子決済手段等取引業者は、準用
金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用

2
閣府令で定める事項
準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定

(暗号資産交換業の登録が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者)

する行為を基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及

第二十条の二 法第六十三条の五第一項第十二号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとしてお

一 法人が法第六十二条の二十一第一項若しくは第二項の規定により法第六十二条の三の登録を取り消され、又は法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている

閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかるわらず、次に掲げるものとする。一 利用者が行う特定期電子決済手段等取引契約

同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは

物の實質的価値を直接的指標とする場合、その他の指標に依る締結について通貨の価格その他の指標による変動を直接の原因として損失が生ずることとなるるものが、ある場合においては、当該

はこれらに準ずる者又は国内における代表者であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣
守候で定める事項

二 法人が法第六十二条の八第一項の規定によ
り読み替えて適用する法第六十二条の二十一
第一項の規定による電子決済手段等取引業の

(電子決済手段等取引業者が行う特定電子決済手段等取引契約の締結について準用する金融商品引取法の規定(第1章))

廃止の命令を受け、又は法若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令

品取引法の規定の記載によれば、第十九条の十一 法第六十二条の十七第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとなる。

(当該命令に類するその他の行政処分を含む。)を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会

読み替える金融商品取
引法の規定

計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者は国内における代表者であつた者でその命令の日から五年を経過しない者

第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三	商号、名称 又は氏名	商号
----------------------	---------------	----

三 法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつて、その処

(電子決済手段等取引業者が電子公告により電子決済手段等取引業の廃止等の公告をする場合)

（暗号資産交換業者が電子公告により暗号資産交換業の廃止等の公告をする場合について準用 分を受けた日から五年を経過しない者

第二十条 法第六十二条の二十五第三項の規定に基づいて準用する会社法の規定の読み替えによる公告を電子公告（会社法第二条第三十四条）

第二十条の三 法第六十三条の二十第三項の規定による公告を電子公告（会社法第二条第三十四

第四章 為替取引分析	読み替えらる字句	読み替えらる字句	これら	同項の
九百四十九条第三	前二項	第一項	規定	み替える会社法
二十一条の四 法第六十三条の二十五第二項第五 九百四十条第三	（一）に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。	（一）に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。	（一）に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。	（一）に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
（一） 法人が法第五十六条第一項若しくは第二項の規定により法第三十七条の登録を取り消され、法第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により法第六十二条の三の登録を取り消され、又は法第八十二条第一項若しくは第二項の規定により法第六十四条第一項の免許を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者であつた者で、その取消しの日から五年を経過しない者	（一） 法人が法、銀行法等又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている第十三条第三号から第十二号まで若しくは本条第一号に規定する免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否され、特定資金移動業若しくは電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令（当該命令に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を受け、又は解散を命ぜられた場合においてその取消しの日（更新の拒否の場合にあっては当該更新の拒否の処分がなされた日とし、業務の廃止の命令の場合にあっては当該業務の廃止の命令がなされた日とし、解散命令の	（一） 法人が法、銀行法等又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている第十三条第三号から第十二号まで若しくは本条第一号に規定する免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否され、特定資金移動業若しくは電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令（当該命令に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を受け、又は解散を命ぜられた場合においてその取消しの日（更新の拒否の場合にあっては当該更新の拒否の処分がなされた日とし、業務の廃止の命令の場合にあっては当該業務の廃止の命令がなされた日とし、解散命令の	（一） 法人が法、銀行法等又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている第十三条第三号から第十二号まで若しくは本条第一号に規定する免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否され、特定資金移動業若しくは電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令（当該命令に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を受け、又は解散を命ぜられた場合においてその取消しの日（更新の拒否の場合にあっては当該更新の拒否の処分がなされた日とし、業務の廃止の命令の場合にあっては当該業務の廃止の命令がなされた日とし、解散命令の	（一） 法人が法、銀行法等又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている第十三条第三号から第十二号まで若しくは本条第一号に規定する免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否され、特定資金移動業若しくは電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令（当該命令に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を受け、又は解散を命ぜられた場合においてその取消しの日（更新の拒否の場合にあっては当該更新の拒否の処分がなされた日とし、業務の廃止の命令の場合にあっては当該業務の廃止の命令がなされた日とし、解散命令の

第四章の二 資金清算業

(剩余金の配当に係る最低純資産額)
第二十二条 法第六十一条第二項の規定により詰
み替えて適用する会社法第四百五十八条に規定す
る政令で定める金額は、二十億円とする。

第二十二条 法第六十一条の規定による認定の中
み替えて適用する会社法第四百五十八条に規定
する政令で定める金額は、二十億円とする。

第五章 認定資金決済事業者協会

第二十三条 法第八十七条の規定による認定の中
請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融
庁長官に提出してしなければならない。

一 名称

二 事務所の所在の場所

三 役員の氏名及び会員の名称

2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書そ
の他内閣府令で定める書類を添付しなければなら
らない。

第六章 指定紛争解決機関

(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法
律の規定による指定)

第二十四条 法第九十九条第一項第二号及び第四
号ニ並びに第一百一条第一項の規定において読みか
替えて準用する銀行法(以下この章において「
準用銀行法」という。)第五十二条の六十六及び
第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定
めるものは、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第一百五十六条の三十九第一
項の規定による指定

二 第二十六条各号に掲げる指定

(異議を述べた資金移動業等関係業者の数の資
金移動業等関係業者の総数に占める割合)

第二十五条 法第九十九条第一項第八号に規定す
る政令で定める割合は、三分の一とする。
(名称の使用制限の適用除外)

第二十六条 準用銀行法第五十二条の七十七に規
定する政令で定めるものは、次に掲げる指定の
いずれかを受けた者とする。

一 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第十二条の二
十五までの二第一項の規定による指定

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律
(昭和十八年法律第四十三号)第十二条の二
第一項の規定による指定

三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規
定による指定

四 水産業協同組合法第一百八十八条第一項の規
定による指定

五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一
項の規定による指定

六 協同組合による金融事業に関する法律第六
条の五の十二第一項の規定による指定

七 信用金庫法第八十五条の十二第一項の規定による指定
八 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定
九 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定
十 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
十一 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による

読み替える銀行法の規定	第五十二条の六十	第五十二条の六十第一項	第五十二条の六十第一項
読み替える字句	この法	律	他の法
句	資金決済に関する法律	する法律	する法律

局長は、当該暗号資産交換業者の本店又は当該支店以外の支店に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店又は当該支店以外の支店に対し、検査等を行うことができる。

前二項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。ただし、附則第九条及び第十条の規定は公布の日から、附則第十二条の規定（預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）第三条第八号の改正規定に限る。）及び附則第十三条の規定（農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一号）第六条第八号の改正規定に限る。）は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する。）及び附則第十九条第一項各号（平成元年法律第百一號）第六条第八号の改正規定に限る。）は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九号）附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

(前払式証票の規制等に関する法律施行令の廃止)

第二条 前払式証票の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第百九十三号）は、廃止する。

(前払式証票の規制等に関する法律第十四条第

一項に規定する権利の実行の手続に関する経過措置)

第三条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に到来する基準日（法第三条第二項に規定する基準日をいう。）前に申し立てられた法附則第二条の規定による廃止前の前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第十九号）第十四条第一項に規定する権利の実行の手続については、なお從前の例による。

2 前項の規定によりなお從前の例によることとされる権利の実行の手続が終了するまでの間は、当該手続に係る前払式証票の発行者が行うべき供託については、なお從前の例による。

(法附則第四条第一項の規定により自家型発行者となつたものとみなされる者等についての経過措置)

第四条 法附則第四条第一項の規定により自家型発行者となつたものとみなされる者が同条第二項の規定による書類の提出をするまでの間にお

ける当該者に対する法第五条第三項の規定の適用については、同項中「第一項各号（第五号を除く。）」とあるのは、「附則第二条の規定による廃止前の前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第四条第一項各号」とする。

2 法附則第五条第一項の規定により第三者型発行者となつたものとみなされる者が同条第二項の規定による書類を提出するまでの間ににおける当該者に対する法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「第八条第一項各号」とあるのは、「附則第二条の規定による廃止前の前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第七条第一項各号」とする。

3 法附則第五条第一項の規定により第三者型発行者となつたものとみなされる者が同条第二項の規定による書類を提出するまでの間ににおける当該者に対する法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「第八条第一項各号」とあるのは、「附則第二条の規定による廃止前の前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第七条第一項各号」とする。

4 法附則第五条第一項の規定により第三者型発行者となつたものとみなされる者が同条第二項の規定による書類を提出するまでの間ににおける当該者に対する法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「第八条第一項各号」とあるのは、「附則第二条の規定による廃止前の前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第七条第一項各号」とする。

5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

(前払式支払手段の登録を受ける者の登録を受けるための準備行為)

第二条 法第三十七条の登録を受けようとする者は、法の施行前においても、法第三十八条の規定の適用の例により、その申請を行なうことができる。（法施行前における認定資金決済事業者協会の認定を受けるための準備行為）

第三条 法第八十七条の認定を受けようとする者は、法の施行前においても、同条の規定の例により、その申請を行なうことができる。（指定紛争解決機関に関する経過措置）

第四条 法附則第八条第一項の規定の適用がある場合における法第二十条第一項、第二十七条及び第三十四条の規定の適用については、同項第二号中「第七条の登録を取り消す」とあるのは、「第三者型前払式支払手段の登録を取り消す」とある。（法附則第九条の規定の適用を受ける者の基準額と、法第三十四条中「第七条の登録が取り消されたとき」とあるのは、「第三者型前払式支払手段の発行の業務の廃止を命じられたとき」とする。）

(法附則第九条の規定の適用を受ける者の基準額と、法第三十四条中「第七条の登録が取り消されたとき」とあるのは、「第三者型前払式支払手段の発行の業務の廃止を命じられたとき」とする。）

第五条 法附則第八条第一項の規定の適用がある場合における法第二十条第一項、第二十七条及び第三十四条の規定の適用については、同項第二号中「第七条の登録を取り消す」とあるのは、「第三者型前払式支払手段の登録を取り消す」とある。（法附則第九条の規定の適用を受ける者の基準額と、法第三十四条中「第七条の登録が取り消されたとき」とあるのは、「第三者型前払式支払手段の発行の業務の廃止を命じられたとき」とする。）

第六条 法附則第九条第一項に規定する基準日未使用残高に係る政令で定める額は、五千万円とする。

2 法附則第九条第一項に規定する基準日未使用残高に係る政令で定める額は、二千五百万円とする。

3 法附則第九条の規定の適用を受ける者について適用する法の規定の読み替え）

第七条 法附則第九条第一項の規定の適用がある場合における法第二十条第一項、第二十七条及び第三十四条の規定の適用については、同項第二号中「第七条の登録を取り消された」とあるのは、「第三者型前払式支払手段の発行の業務の廃止を命じられた」とする。

附 則 (平成二七年一月三〇日政令第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。（公認会計士法施行令等の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条第六号の規定による改正後の資金決済法施行令（次項において「新資金決済法施行令」という。）第十一条第六項の規定

は、同条第五項の規定により施行日以後に行う公示に係る配当について適用し、同号の規定による改正前の資金決済に関する法律施行令（次項において「旧資金決済法施行令」という。）

第十一條第五項の規定により施行日前に行つた公示に係る配当については、なお従前の例による。新資金決済法施行令第十九条第六項の規定は、同条第五項の規定により施行日以後に行う公示に係る配当について適用し、旧資金決済法施行令第十九条第五項の規定により施行日前に行つた公示に係る配当については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年一月二六日政令第二一号）抄

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。（施行期日）

附 則（平成二九年三月一四日政令第四七号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（附則第十九条を除く。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同法附則第十九条の規定の施行の日（同年三月二十五日）から施行する。この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。（保有者に対する前払式支払手段の払戻しに関する経過措置）

附 則（平成二九年三月一四日政令第四七号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正するための銀行法等の一部を改正する法律（附則第十九条を除く。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。（保有者に対する前払式支払手段の払戻しに関する経過措置）

附 則（平成二九年三月一四日政令第四七号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年三月一四日政令第四七号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。この政令は、公布の日から施行する。（改正後の資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号。以下「新資金決済法」という。）第二十条の規定は、前払式支払手段発行者（新資金決済法第一条第一項に規定する前払式支払手段発行者をいう。以下この条において同じ。）が改正法の施行の日（以下「改正法施行日」）以後に新資金決済法第二十条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合について適用し、前払式支払手段発行者が改正法施行日前に改正法第十二条の規定による改正前の資金決済に関する法律第二十条第一項各号のいずれかに該当する場合には、なお従前の例による。（改正法施行日前における仮想通貨交換業者の登録を受けるための準備行為）

第三條 新資金決済法第六十三条の二の登録を受けるとする者は、改正法施行日前において（改正法施行日前における仮想通貨交換業者の登録を受けるための準備行為）

も、新資金決済法第六十三条の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

（改正法附則第八条第二項の規定による新資金決済法の規定の読替え）

第四條 改正法附則第八条第二項の規定により新資金決済法の規定を適用する場合においては、新資金決済法第六十三条の十七第二項中「第六十三条の二の登録を取り消す」とあるのは、「仮想通貨交換業の全部の廃止を命じられた」とする。

（改正法施行日前における認定資金決済事業者の協会の認定を受けるための準備行為）

第五条 新資金決済法第八十七条の認定を受けようとする者（新資金決済法第二条第七項に規定する仮想通貨交換業を行なう者が設立した一般社団法人に限る。）は、改正法施行日前においては、新資金決済法第八十七条の規定の例により、その申請を行うことができる。

（改正法附則第二条第三項の規定による新資金決済法の規定の読替え）

第三條 改正法附則第二条第三項の規定により新資金決済法の規定を適用する場合においては、新資金決済法第六十三条の九の二（第二号中「暗号資産交換業者である旨及びその登録番号」とあるのは、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）附則第二条第一項又は第二項の規定によりこれらの項に定める期間において暗号資産管理業務（同条第一項に規定する暗号資産管理業務をいう。第六十三条の十七第二項及び第六十三条の二十一において同じ。）を行うことができる者である旨」と、新資金決済法第六十三条の十七第二項中「第六十三条の二の登録を取り消す」とあるのは、「暗号資産管理業務の全部の廃止を命じられた」と、前条第二項の規定により第六十三条の二の登録が効力を失った」とあるのは、「暗号資産管理業務の全部を廃止したことにより情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項及び第二項の規定の適用を受けないこととなつた」とあるのは、「暗号資産管理業務の全部を廃止したことにより情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項及び第二項の規定の適用を受けないこととなつた」とする。

（改正法附則第二条第三項の規定による新資金決済法の規定の読替え）

第三條 みなし登録第二种業者（改正法附則第七条第二項に規定するみなし登録第二种業者をいい、改正法附則第十二条第三項に規定する信託契約みなし登録第二种業者を除く。）が、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）から第二号施行日の直前の改正法第十四条の規定による改正前の資金決済に関する法律（以下この条において「旧資金決済法」という。）第四十三条第一項に規定する基準日の翌日から起算して一週間を経過する日までの間に改正法第十四条の規定による改正後の資金決済に関する法律（以下「新資金決済法」という。）第四十一条第一項の規定による新資金決済法の規定を読み替えて適用する場合における改正法附則第二条の規定の適用については、同条第一項中「第六十三条の十七第一項」とあるのは、「第六十三条の十七第一項若しくは第二項」と、同条第二項中「第六十三条の十七第一項」とあるのは、「第六十三条の十七第一項又は第二項」とあるのは、「第六十三条の十七第一項」とあるのは、「これらの項」とする。

号。以下の条及び次条において「新資金決済法」という。第六十三条の二の登録を受けようとする者（暗号資産管理業務（改正法附則第二条第一項に規定する暗号資産管理業務をいい、附則第十二条第一項において同じ。）を行なう者に限る。）は、改正法の施行日（以下「改正法施行日」という。）前においても、新資金決済法第六十三条の三の規定の例により、その申請を行なうことができる。

（改正法附則第二条第三項の規定による新資金決済法の規定の読替え）

第三條 改正法附則第二条第三項の規定により新資金決済法の規定を適用する場合においては、新資金決済法第六十三条の九の二（第二号中「暗号資産交換業者である旨及びその登録番号」とあるのは、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）附則第二条第一項又は第二項の規定によりこれらの項に定める期間において暗号資産管理業務（同条第一項に規定する暗号資産管理業務をいう。第六十三条の十七第二項及び第六十三条の二十一において同じ。）を行うことができる者である旨」と、新資金決済法第六十三条の十七第二項中「第六十三条の二の登録を取り消す」とあるのは、「暗号資産管理業務の全部の廃止を命じられた」と、前条第二項の規定により第六十三条の二の登録が効力を失った」とあるのは、「暗号資産管理業務の全部を廃止したことにより情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項及び第二項の規定の適用を受けないこととなつた」とあるのは、「暗号資産管理業務の全部を廃止したことにより情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項及び第二項の規定の適用を受けないこととなつた」とする。

（改正法附則第二条第三項の規定による新資金決済法の規定の読替え）

第三條 みなし登録第二种業者（改正法附則第七条第二項に規定するみなし登録第二种業者をいい、改正法附則第十二条第三項に規定する信託契約みなし登録第二种業者を除く。）が、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）から第二号施行日の直前の改正法第十四条の規定による改正前の資金決済に関する法律（以下この条において「旧資金決済法」という。）第四十三条第一項に規定する基準日の翌日から起算して一週間を経過する日までの間に改正法第十四条の規定による改正後の資金決済に関する法律（以下「新資金決済法」という。）第四十一条第一項の規定による新資金決済法の規定を読み替えて適用する場合における改正法附則第二条の規定の適用については、同条第一項中「第六十三条の十七第一項」とあるのは、「第六十三条の十七第一項若しくは第二項」と、同条第二項中「第六十三条の十七第一項」とあるのは、「第六十三条の十七第一項又は第二項」とあるのは、「これらの項」とする。

（罰則に関する経過措置）

第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなおその効力を有することとなる場合におけるこの政令の施行後にした行為に係する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三條 改正法施行日（令和二年七月八日）の政令（号）抄

（施行期日）

附 則（令和三年三月一九日政令第五二号）抄

（罰則に関する経過措置）

第一条 この政令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなおその効力を有することとなる場合におけるこの政令の施行後にした行為に係する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二条 改正法施行日（令和二年七月八日）の政令（号）抄

（施行期日）

附 則（令和二年七月八日政令第二一七号）抄

（罰則に関する経過措置）

第一条 この政令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなおその効力を有することとなる場合におけるこの政令の施行後にした行為に係する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二条 改正法施行日（令和二年七月八日）の政令（号）抄

（施行期日）

附 則（令和二年七月八日政令第二一七号）抄

なお従前の例によることとされる場合における旧資金決済法第四十三条第二項に規定する政令で定める額は、一千万円を当該みなし登録第二種業者が営む資金移動業の種別（新資金決済法第三十八条第一項第七号に規定する資金移動業の種別をいい、第二種資金移動業（新資金決済法第三十六条の二第三項に規定する第三種資金移動業をいう。以下この条において同じ。）（当該みなし登録第二種業者が営む第三種資金移動業の新資金決済法第四十五条の二第一項に規定する預貯金等管理割合が百分の百である場合に限る。）を除く。）の数で除して得た額（その額に一万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

第四条 第二号施行日以後に、新資金決済法第二条第一項に規定する資金移動業を営もうとする者は、第二号施行日前においても、新資金決済法第三十八条の規定の例により、同条第一項の登録申請書を提出することができる。（この場合において、当該登録申請書は、第二号施行日ににおいて同項の規定により提出されたものとみなす。）
（第一号施行日前における業務実施計画の認可の申請）

第五条 新資金決済法第四十条の二第一項の認可を受けようとする者は、第二号施行日前においても、同項の規定の例により、その申請を行うことができる。
（第二号施行日前における改正法附則第七条第二項の書類の提出）

第六条 この政令の公布の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けている者は、第二号施行日前においても、改正法附則第七条第二項の規定により、同項の書類の提出をすることができる。この場合において、当該書類は、第二号施行日において同項の規定により提出されたものとみなす。
（第一号施行日前における変更登録の申請）

第七条 前条の規定により改正法附則第七条第二項の書類を提出した者であつて、新資金決済法第四十一条第一項の変更登録を受けようとするものは、第二号施行日前においても、同条第二項において準用する新資金決済法第三十八条の規定の例により、その申請を行うことができ。出されたものとみなす。

（権限の委任）

第八条 改正法附則第十六条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限は、みなし登録第一号）抄

二種業者（改正法附則第七条第二項に規定するみなし登録第二種業者をいう。）の本店（資金決済に関する法律第二条第四項に規定する外国第三十六条の二第三項に規定する第三種資金移動業者である資金移動業者にあつては、国内における主たる営業所）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局长）に委任するものとする。

附 則 **（令和三年六月二日政令第一六二号）抄** **（施行期日）** 1
（第一号）抄 **（令和五年五月二六日政令第一八号）抄** **（施行期日）** 1
（第二号）抄 **（令和六年一月三一日政令第二二二号）抄** **（施行期日）** 1
（第三号）抄 **（令和六年二月一日）** 1

二種業者（改正法附則第七条第二項に規定するみなし登録第二種業者をいう。）の本店（資金決済に関する法律第二条第四項に規定する外国第三十六条の二第三項に規定する第三種資金移動業者である資金移動業者にあつては、国内における主たる営業所）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局长）に委任するものとする。

（権限の委任）

第一条 この政令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。ただし、附則第四条から第八条までの規定は、公布の日から施行する。

（権限の委任）

第一条 改正法附則第五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限は、改正法の施行の際現に高額電子移転可能型前払式支払手段（改正法第一条の規定による改正後の資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号。以下「新資金決済法」という。）第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段をいう。附則第九条において同じ。）を発行している者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局长）に委任するものとする。

（電子決済手段等取引業者の登録を受けるための準備行為）

第四条 新資金決済法第六十二条の三の登録を受けようとする者は、改正法の施行の日（以下「改正法施行日」という。）前においても、新資金決済法第六十二条の四の規定の例により、その申請を行うことができる。

（為替取引分析業者の許可を受けるための準備行為）

第五条 新資金決済法第六十三条の二十三の許可を受けようとする者は、改正法施行日前におい

ても、新資金決済法第六十三条の二十四の規定の例により、その申請を行うことができる。

附 則 **（令和六年一月三一日政令第二二二号）抄** **（施行期日）** 1
（第一号）抄 **（令和六年二月一日）** 1
（第二号）抄 **（令和六年三月一日）** 1
（第三号）抄 **（令和六年四月一日）** 1